

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	鴨川市

## 鴨川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鴨川市建設経済部農林水産課  
所在地 鴨川市横渚 1450 番地  
電話番号 04-7093-7834 (直通)  
FAX 番号 04-7093-7856  
メールアドレス [nourinsuisan@city.kamogawa.lg.jp](mailto:nourinsuisan@city.kamogawa.lg.jp)  
(農林水産課代表)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・イノシシ・キョン・ハクビシン・タヌキ・アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鴨川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	水稻	1,728千円、1.6ha
	豆類	1,449千円、0.2ha
	果樹	109千円、0.23ha
	野菜	569千円、0.17ha
ニホンジカ	水稻	1,109千円、1.13ha
	果樹	1,071千円、0.15ha
	野菜	1,014千円、1.52ha
キョン	野菜	98千円、0.11ha
イノシシ	水稻	2,307千円、3.26ha
	豆類	18千円、0.02ha
	野菜	187千円、0.35ha
	その他	1千円、0.001ha
ハクビシン	野菜	47千円、0.003ha
タヌキ	その他	4千円、0.001ha
アライグマ	—	—

## (2) 被害の傾向

以前はイノシシによる稲作被害が最も多かったが、近年はサル、シカによる被害が多くなってきている。特にサルは住宅地での目撃情報も多数寄せられており、農作物被害だけでなく、家屋の破損などの物的被害も発生しており、今後、人的被害も起こりうる可能性がある。シカ、イノシシは北部の清澄山系に多く出没していたが、最近では南部の嶺岡山系にも被害が及んでおり、市内の広範囲にわたって被害地域が拡大している。

サル、シカの被害品目は水稲、果樹、野菜など多岐にわたっていて年間を通して被害が発生している。イノシシの被害品目は水稲が中心であるため、春先から秋にかけて多く被害が出ている。

ハクビシン・タヌキ・アライグマの被害についても大きな被害はないが、年間を通して市内全域の畑作物全般に被害が及んでいる。

キョンについては被害が増加傾向で、生息数は増加傾向にある。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	3,855千円、2.2ha	2,699千円、1.54ha
ニホンジカ	3,194千円、2.8ha	2,236千円、1.96ha
キョン	98千円、0.11ha	68千円、0.077ha
イノシシ	2,513千円、3.63ha	1,759千円、2.54ha
ハクビシン	47千円、0.03ha	33千円、0.021ha
タヌキ	4千円、0.005ha	3千円、0.004ha
アライグマ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	有害獣捕獲は、地元猟友会に委託 わな等については、国の交付金や市の予算で購入し、従事者へ配布 令和元年 箱わな20基 令和2年 箱わな20基 令和3年 箱わな12基	高齢化等による狩猟免許取得者の減少 住居地域での対策
防護柵の設置等に関する取組	集落単位での広範囲な防護柵設置を推進 平成18年度からは牛の放牧事業も実施 令和元年 電気金網柵 500m 令和2年 電気金網柵 1,200m 令和3年 電気柵 250m	設置に係る合意形成等に時間を要する 耕作放棄地の増加

(5) 今後の取組方針

<p>防 護：防護柵設置について引き続き集落単位で広範囲に設置するように指導する。</p> <p>捕 獲：捕獲体制については農家に対し、わな猟免許取得を推進する。</p> <p>資源活用等：処理方法は原則として埋設処理だが、イノシシ・ニホンジカについては、市内の処理加工施設を有効的に活用し、食肉として販売するなどの事業展開を図る。</p> <p>その他：放牧事業等について、今後も継続して出来る限りの事業実施を図る。 鳥獣の隠れ場所となる藪などの刈払い等による緩衝帯の設置や放任果樹の除去など、生息環境管理の取り組みを推進する。</p>
---

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>地元猟友会を中心に狩猟免許所持者の農家も参加し、捕獲を実施している。</p> <p>なお、許可は安房地域振興事務所長。別添体制図参照。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・イノシシ・キョン・ハクビシン・タヌキ・アライグマ	くくりわなや箱ワナを各地区へ配布。農家にもわな免許を取得するように推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
今までの捕獲実績、被害地域からの聞き取り、ニホンザル・ニホンジカ・イノシシに係る「千葉県第二種特定鳥獣管理計画」やアライグマ・キョンに係る「特定外来生物防除実施計画」等も参考として設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	650頭	650頭	650頭
ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
イノシシ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
キョン	1,200頭	1,200頭	1,200頭
ハクビシン	300頭	300頭	300頭
タヌキ	600頭	600頭	600頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭

捕獲等の取組内容
鴨川市全域を対象に実施。 ただし、ニホンザルについては、基本的にコアエリア内では保護地域として捕獲は行わない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

必要に応じ千葉県と協議する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)、ニホンジカ、キョン、イノシシ	電気複合柵 3,000m	電気複合柵 3,000m	電気複合柵 3,000m
イノシシ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

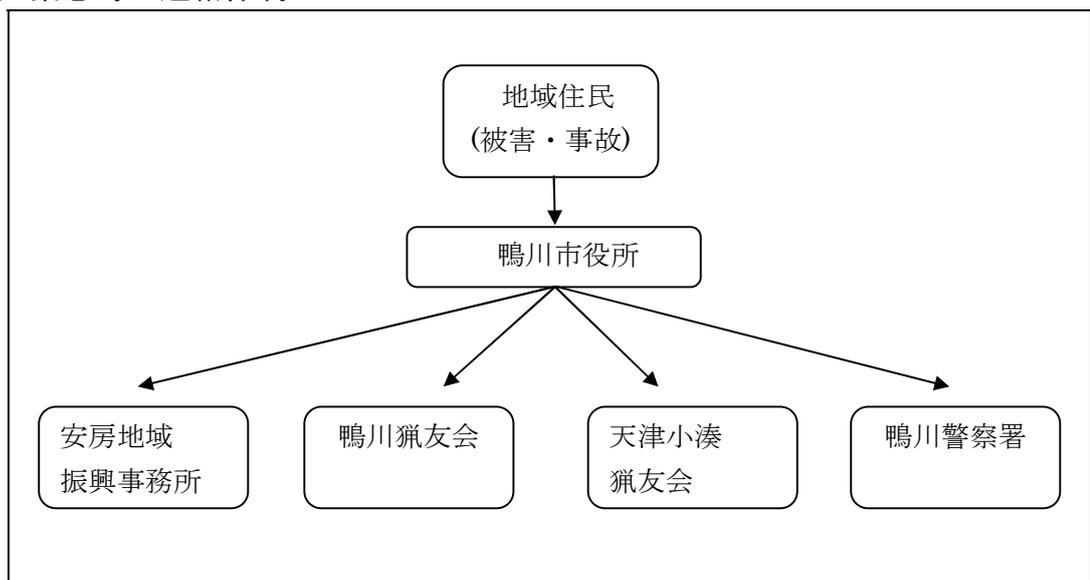
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・イノシシ・キョン・ハクビシン・タヌキ・アライグマ	森林ボランティアによる森林整備、鳥獣の隠れ家、棲み家となる耕作放棄地の刈払いなど生息環境管理を実施していく。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鴨川市	住民への周知、有害獣の捕獲依頼、その他必要に応じ関係機関と連携し対応を図る。
鴨川警察署	地域の安全確保、その他必要に応じ、関係機関と連絡し対応を図る。
鴨川猟友会	有害鳥獣の捕獲・追い払い、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。
天津小湊猟友会	有害鳥獣の捕獲・追い払い、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。
安房地域振興事務所	捕獲等の指導・助言、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、埋設処理を行う。  
イノシシ・シカについては、市内の処理加工施設を有効的に活用し、食肉として販売するなどの事業展開を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシとシカについて近隣の処理加工施設を有効活用し、食肉として販売するなどの事業展開を図る。また、他の獣種についても有効活用できるよう知識、技術の取得を推進する。

なお、処理加工施設が受け入れたイノシシ肉の出荷に際しては、千葉県の定める出荷・検査方針に基づき、鴨川市が適正に検査を行い、その結果については、消費者及び流通事業者に対し、適時・的確に情報を提供するとともに、処理加工施設が出荷・販売し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鴨川市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
鴨川市議会建設経済常任委員会	年度計画及び予算の決定、農業被害の情報収集
安房農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止策の普及
鴨川市農業委員会	年度計画及び予算の決定、農業被害の情報収集
鴨川猟友会、天津小湊猟友会	有害鳥獣関連情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施
千葉県有害獣対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供と有害獣対策について指導助言
千葉県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護及び管理に関する業務
鴨川市	協議会に関する連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
千葉県	指導及び助言
農業共済組合	被害防止策の普及

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年2月設置。  
隊員には、市職員を任命。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

R4.12から地域おこし協力隊を2名雇用し、柔軟な対応を出来るようにした。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び千葉県と情報交換等の連携を図る。

# 組織体制図

鴨川市

捕獲許可申請等をおこなう

(捕獲委託)



鴨川市有害鳥獣対策協議会

事業計画を策定

(捕獲を依頼)



鴨川猟友会

会 長

↓ 庶務

副会長 (会計)

↓ 監事

(各地区支部長)

大山支部、吉尾支部、主基支部、  
田原支部、東条支部、鴨川支部、  
太海支部、曾呂支部、江見支部、  
天津小湊支部

※各支部には約10名ずつの会  
員がおり、ワナ猟免許取得者の  
農家も各支部に加入している。

天津小湊猟友会

会 長

↓ 庶務

↓ 会 計

↓

会 員